

介護保険料の延滞金徴収開始のお知らせ (令和3年度より)

令和3年4月1日以降に賦課される介護保険料について、納期限までに完納されないときは、納期限内に納められた方との公平性を保つため、その納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて延滞金を納付していただくこととなりますので、納期限内納付のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、納期限内納付が困難である場合には保健福祉課介護保険係へご相談ください。

◎ 延滞金の割合

	期 間	令和3年中の延滞金の割合 (年率)
①	納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	本則 7.3% ⇒ <u>特例基準により 2.5%</u>
②	納期限の翌日から 1か月を経過した日以後	本則 14.6% ⇒ <u>特例基準により 8.8%</u>

※延滞金の割合は、財務大臣が毎年告示する特例基準割合に所定の率を加算したものを適用することとされています。

◎ 延滞金の計算方法

延滞金の額 = 滞納金額 × 延滞金の割合 × 延滞日数 ÷ 365 日

- ・うるう年でも 365 日で計算します。
- ・滞納金額 に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ・滞納金額 が 2,000 円未満の場合は、延滞金は計算されません。
- ・延滞金の額 に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ・延滞金の額 が 1,000 円未満の時は、延滞金はかかりません。

(延滞金の計算例)

■ 17,900 円 (R3.6.30 納期限) を R4.3.31 に支払った場合 (延滞日数 274 日)

① 納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日まで

17,000 円 × 2.5% × 31 日 ÷ 365 日 = 36 円 (円未満切捨て)

② 納期限の翌日から 1 ヶ月を経過した日以後

17,000 円 × 8.8% × 243 日 ÷ 365 日 = 995 円 (円未満切捨て)

① + ② = 1,031 円 ⇒ **延滞金の額 1,000 円** (100 円未満切捨て)